目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年 5 月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
：携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： 8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

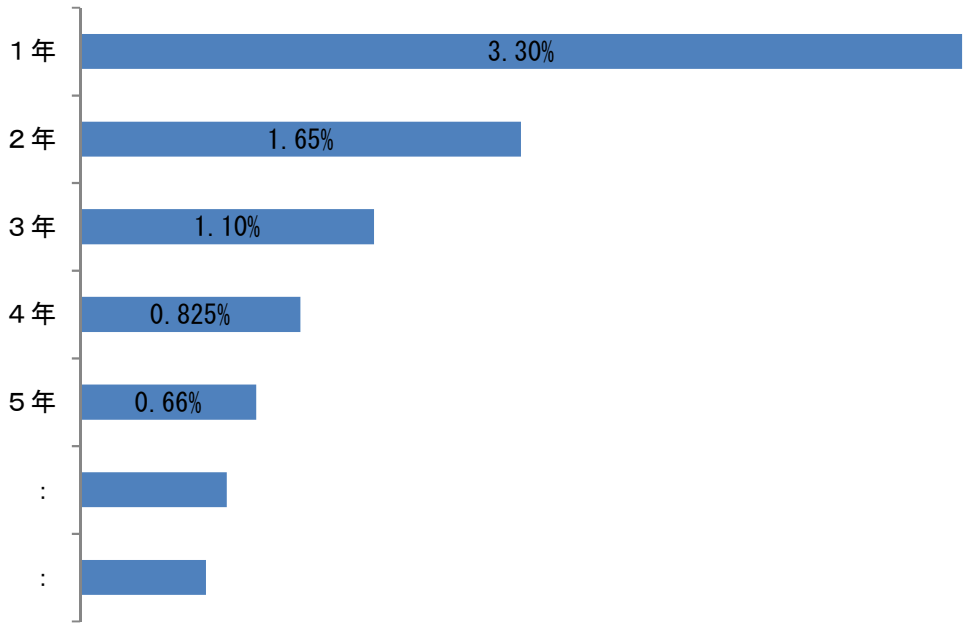
KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

投資信託説明書
(交付目論見書)
使用開始日 2026.7.11



米国エネルギーMLPオープン

(毎月決算型)為替ヘッジあり
(毎月決算型)為替ヘッジなし　〈愛称:エネルギー・ラッシュ〉

追加型投信／海外／その他資産

ファンドは、主にエネルギーや天然資源に関連する米国のMLP等(含む株式)を主要投資対象とします。

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	海外	その他資産	その他資産(投資信託証券(MLP等(含む株式)*))	年12回(毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	あり(フルヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

*MLP等(含む株式)については、「ファンドの特色」をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(https://www.imaj.or.jp/)でご覧いただけます。

●本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
●本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
○ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
○請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり」および「米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年7月10日に関東財務局長に提出しており、2026年7月11日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:61兆1,794億円
(2026年4月30日現在)
ホームページアドレス
https://www.am.mufg.jp/
お客さま専用フリーダイヤル
0120-151034(受付時間:営業日の9:00～17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

MUFG　三菱UFJアセットマネジメント

◇MKM-148114-00PA-20260711◇



ファンドの名称	略称	愛称
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	為替ヘッジあり	エネルギー・ラッシュ
米国エネルギーMLPオープン(毎月決算型)為替ヘッジなし	為替ヘッジなし	

以上を総称して「当ファンド」ということがあります。また、各々を「各ファンド」ということがあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 主にエネルギーや天然資源に関連する米国のMLP等（含む株式）を主要投資対象とします。

◆ 各ファンドは、USエネルギーMLPファンド*1（以下、「USMLPF」ということがあります。）への投資を通じて、主にエネルギーや天然資源に関連する米国のMLP等（含む株式）*2に投資を行います。
各ファンドは、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

＊1　USMLPFは、米ドル建のケイマン籍投資信託証券で、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。

＊2　MLP等（含む株式）には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC（リミテッド・ライアビリティー・カンパニー）の出資持分、MLPに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、MLPに関連するその他の証券（含む株式）、およびエネルギーや天然資源に関連する株式を含みます。
なお、当ファンドにおいて、「MLP」とは、「MLP」および「MLPの出資持分」の両方をいいます。
また、当ファンドにおいて、「MLP」には、上記のようなLLCを含めることがあります。

※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。

エネルギー・天然資源関連の投資対象事業の例



※上記は例であり、エネルギー・天然資源に関連する投資対象事業の全てを表示しているものではありません。

MLPとは

- MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）は、米国で行われている共同投資事業形態のひとつであり、その出資持分が米国の金融商品取引所等で取引されています。
- MLPは、総所得の90%以上をエネルギーや天然資源に関連する事業、金利、配当、不動産賃料等から得ています。
- MLPの多くは、主として天然資源等のパイプラインや貯蔵施設といったエネルギー関連事業に投資を行い、パイプラインや貯蔵施設等の利用料などを収益源としています。

特色2 「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の計2本のファンドで構成されています。

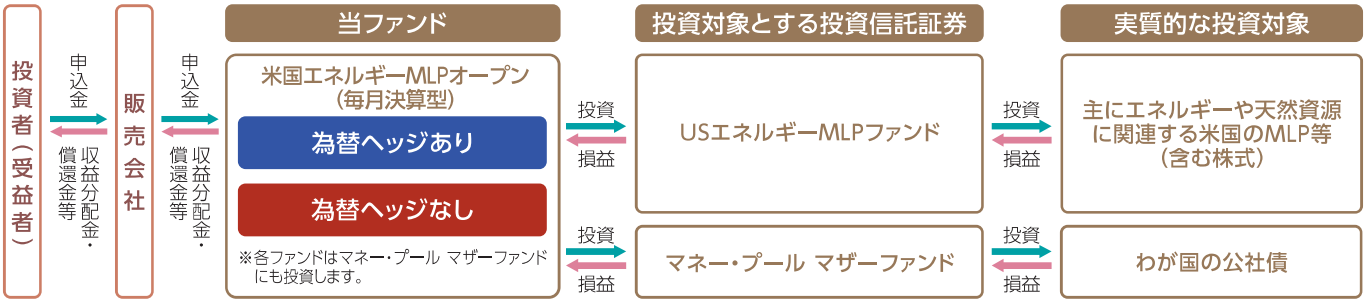
◆「為替ヘッジあり」は、外貨建（米ドル建）資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。
◆「為替ヘッジなし」は、外貨建（米ドル建）資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

※販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

【スイッチング】
各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。

■ ファンドのしくみ

◆ 当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※ USエネルギーMLPファンドは、ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシーが運用を行います。
※ 当ファンドおよびマネー・プール マザーファンドは三菱UFJアセットマネジメントが運用を行います。
※ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があるほか、各ファンド間でスイッチングの取扱いを行う場合があります。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月13日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

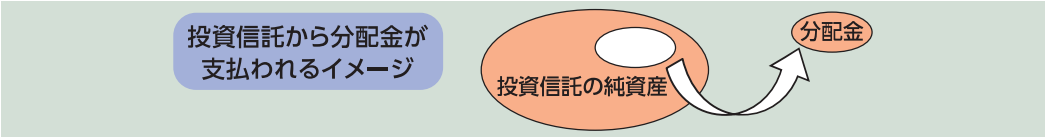
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。）

◆ 原則として安定した分配を継続することを目指します。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。
◆ 基準価額水準や分配対象収益額を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

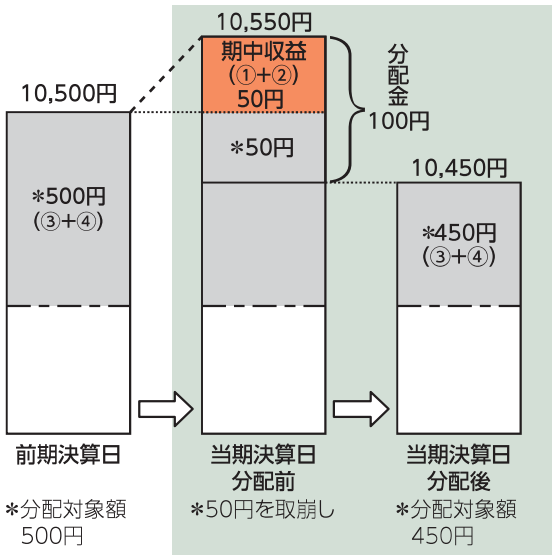


◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

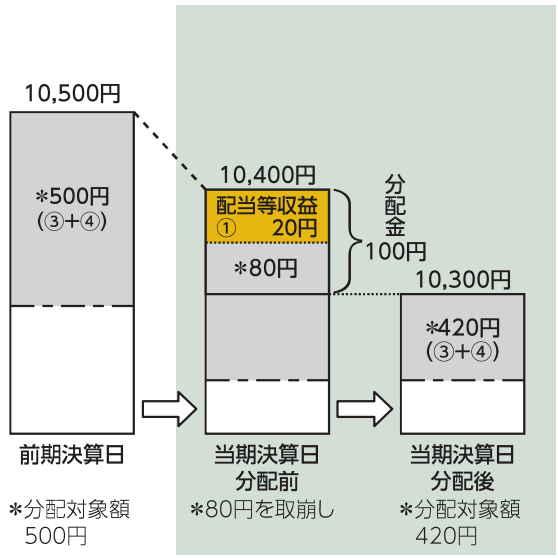
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



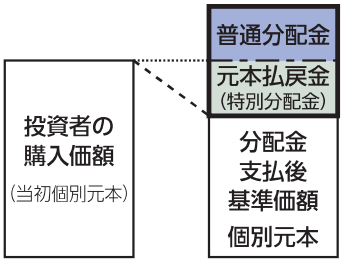
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

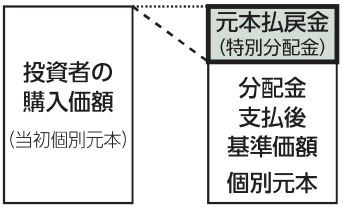
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

主な投資制限

投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

追加的記載事項(投資対象とする投資信託証券の概要)

■ USエネルギーMLPファンドの概要

ファンド名称	USエネルギーMLPファンド
形態等	ケイマン籍／外国投資信託受益証券／米ドル建
目的及び基本的性格	安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資の基本方針	主にエネルギーや天然資源に関連する米国のMLP等(含む株式)*を主要投資対象とします。 ＊ MLP等(含む株式)には、MLPの出資持分のほか、MLPと実質的に同様の経済的な特徴を有するLLC(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)の出資持分、MLPに投資することにより主たる収益を得る企業の株式、MLPに関連するその他の証券(含む株式)、およびエネルギーや天然資源に関連する株式を含みます。
運用方針	・主にエネルギーや天然資源に関連する米国のMLP等(含む株式)を主要投資対象とします。ポートフォリオの構築に際しては、基本的にボトムアップ・アプローチによる独自のファンダメンタルズ分析を活用し、長期的な資産価値の創出が可能であり、支払われる分配金(株式に投資した場合における配当等を含みます)の増加が見込まれる銘柄等に投資を行います。 ※エネルギーや天然資源関連以外のMLP等にも投資を行う場合があります。 ・エネルギーや天然資源に関連するMLP等(含む株式)の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・個別証券の投資割合は、純資産総額の10%以内とします。
投資顧問会社	ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー (Neuberger Berman Investment Advisers LLC)
信託期限	無期限
設定日	2013年6月28日
会計年度末	毎年12月末
収益分配	原則として、毎月分配を行います。
信託(管理)報酬	純資産総額に対して年率0.92%程度 (運用報酬:年率0.80%、管理費用:年率0.12%程度) ※上記の信託(管理)報酬の他、信託財産に関する租税、組入れているMLP等(含む株式)の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資信託の信託財産から支弁されます。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	換金申込受付日の1口当たり純資産価格の0.3%

「ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー」について

ニューバーガー・バーマン・インベストメント・アドバイザーズ・エルエルシー(所在地:米国)は、ニューバーガー・バーマン・グループの一員であり、同グループの運用会社としての機能を有します。ニューバーガー・バーマン・グループは、1939年創業の独立系運用会社であり、米国、英国、香港等に運用拠点を置き、株式、債券、オルタナティブ資産運用等を世界の機関投資家や富裕層向けに提供しています。(2026年4月末現在)

■ マネー・プール マザーファンド

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するよう配慮するとともに、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**
したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク	当ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等（含む株式）に投資を行います。そのため、投資対象の事業から得られる収入、MLP等（含む株式）の市況、市場金利の変動等の影響を受けることとなり、MLP等（含む株式）の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。
為替変動リスク	**<為替ヘッジあり>** 主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、為替変動リスクが生じます。米ドル建資産（外国投資信託）については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。 また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。 **<為替ヘッジなし>** 主に米ドル建の外国投資信託に投資しますので、米ドルが円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。また、MLPは、株式と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。
特定の事業への集中投資リスク	当ファンドは、実質的に主にエネルギーや天然資源に関連するMLP等（含む株式）に集中的に投資を行います。そのため、エネルギーや天然資源の需給関係、技術進歩、経済的・政治的事由および戦争・テロ等の影響を受け、MLP等（含む株式）の価格が変動した場合には、当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。
MLP固有のリスク	・MLPは、一般的に収入の大部分を出資者に分配するため、内部留保される資金額が限定されます。新たな事業への投資にあたっては、外部から資金を調達する場合があり、財務内容が良好でないと判断されたMLPは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。 ・MLPの経営陣等による事業の運営管理手法等が、MLPの収益力や財務内容の悪化を招きMLPの価格形成等に影響を与えることがあります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

その他の留意点

≪米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて≫

・当ファンドが投資する外国投資信託（本項において「外国投資信託」といいます。）が籍を置くケイマン諸島は、米国との間に租税条約がなく、外国投資信託の行う米国への投資による収益について軽減税率は適用されません。

・米国の連邦税法上、MLPは一般的にパートナーシップとして扱われ、MLPの段階では連邦所得税が課税されず、MLPを保有する各パートナー（出資者）の段階において課税されます。なお、外国投資信託の保有するMLPが今後または過去に遡及して米国連邦税法上のパートナーシップとしてのステータスを失うことにより、外国投資信託のMLPへの投資による収益の減少をもたらす可能性があります。

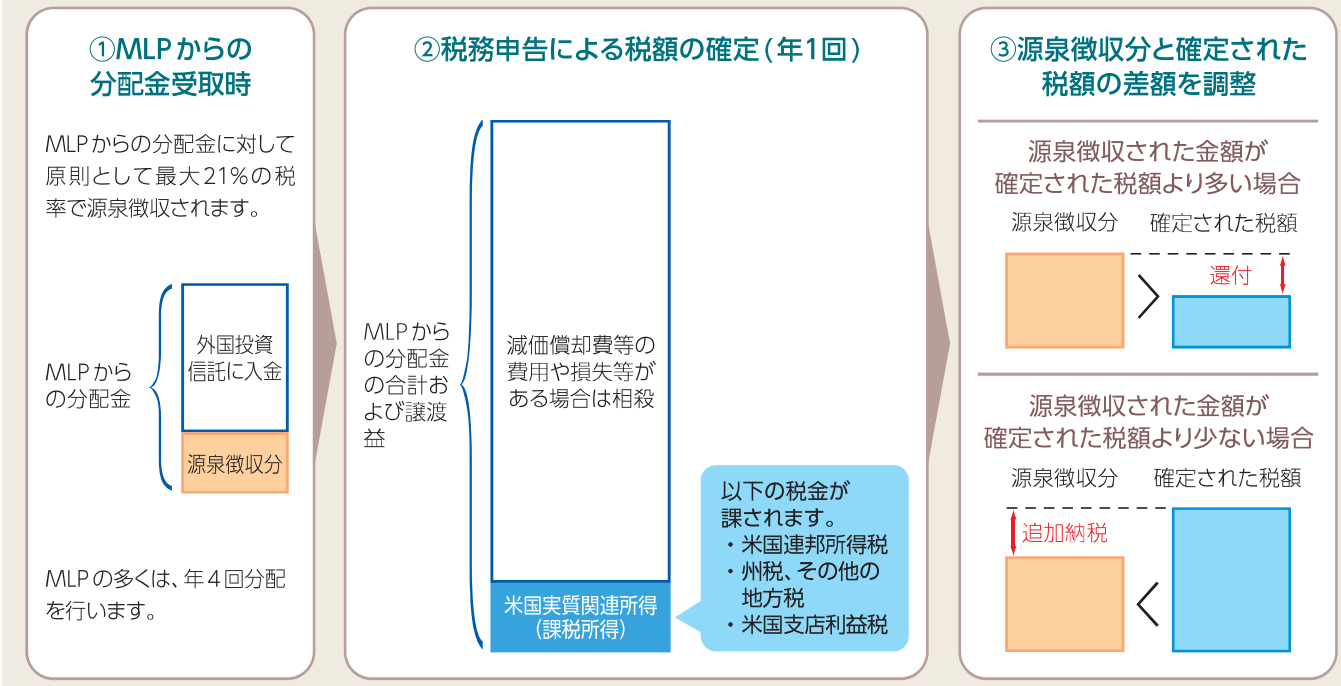
・外国投資信託は保有するMLPのパートナーとして、その持分に応じて、MLPの収入、損失、費用等が割り当てられ、MLPからの分配金の受取りの有無にかかわらず、課税所得となる米国実質関連所得に対して以下の税金がかかります。

〇米国連邦所得税（米国実質関連所得に対して最大21％）
〇州税、その他の地方税
〇米国支店利益税（米国実質関連所得から米国連邦所得税を控除した額に対して30％）
※米国支店利益税の課税対象額は、外国投資信託の純資産のうち米国に投資される部分の増減によっても変動します。

過去の実績においては、MLPからの収入の大部分は減価償却費等の費用や損失等で相殺され、米国実質関連所得は比較的抑えられてきました。しかしながら、米国実質関連所得は様々な理由で変動します。例えば、保有するMLPの投資活動の大幅な減速による減価償却費の減少は、米国実質関連所得の増加につながる可能性があり、この米国実質関連所得の増加は外国投資信託における支払い税額の増加と純資産の減少につながります。

・外国投資信託における上述の税額は、税務申告することで初めて確定します。外国投資信託では、MLPからの分配金に対して原則として最大21％の税率で源泉徴収されますが、その後、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われます。源泉徴収された金額が確定された税額より多い場合には還付を受け、源泉徴収された金額が確定された税額より少ない場合には追加納税となります。このように、外国投資信託が税務申告を行ったうえで確定される税額は源泉徴収された金額と異なることがあるため、税額が確定した時点において外国投資信託の純資産が変動し、この結果、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

外国投資信託における米国のMLPにかかる税金処理プロセスのイメージ



※上記の内容は、将来変更される場合があります。
※上記はイメージであり、必ずしもすべてを表すものではありません。

投資リスク

・なお、MLPからの分配金のうち、投資元本の払戻しに相当する部分については、これによって外国投資信託におけるMLPの取得原価が引下げられ、将来の譲渡益の増加につながる可能性があります。

※2023年1月1日から米国においてMLPの取引にかかる新たな源泉徴収制度が施行されました。
同制度では、原則として外国人投資家が保有するMLPの売却額の10%相当が源泉徴収の対象となります。
なお、年1回税務申告を行い税額を確定することで、既に源泉徴収されている税と適切な調整が行われる見込みです。

※《米国のMLP保有に伴う外国投資信託における税務手続きについて》は、2026年4月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。現地の税制が変更された場合等には、税率等が変更になることがあります。

◆実質的な投資対象であるMLP等（含む株式）に適用される法律や税制、規制が変更されたり、新たな法律や税制、規制が適用された場合には、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

◆当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

◆当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

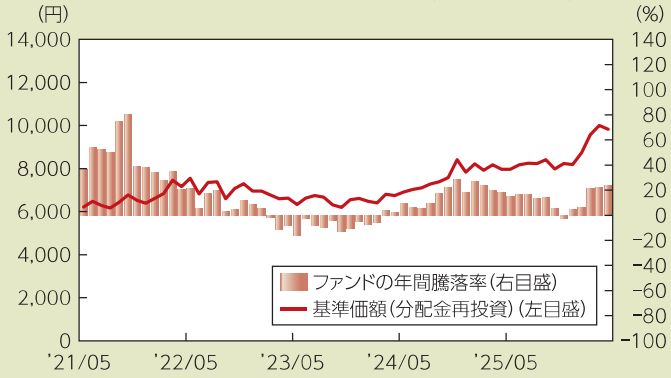
代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

為替ヘッジあり

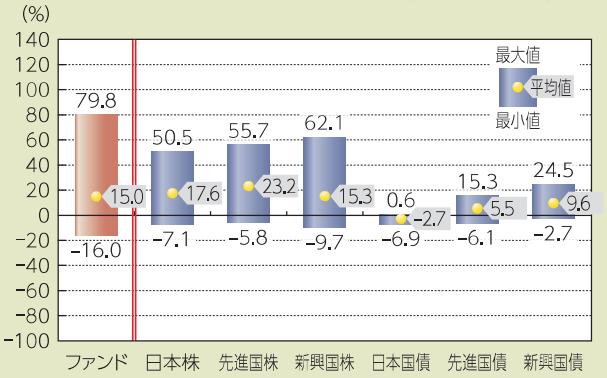
● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2021年5月末～2026年4月末）



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年5月末～2026年4月末）



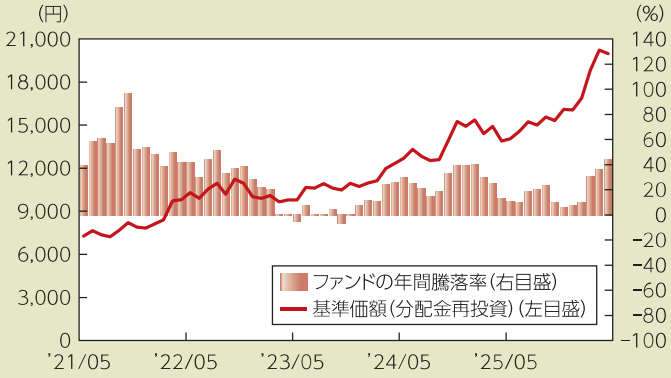
（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

為替ヘッジなし

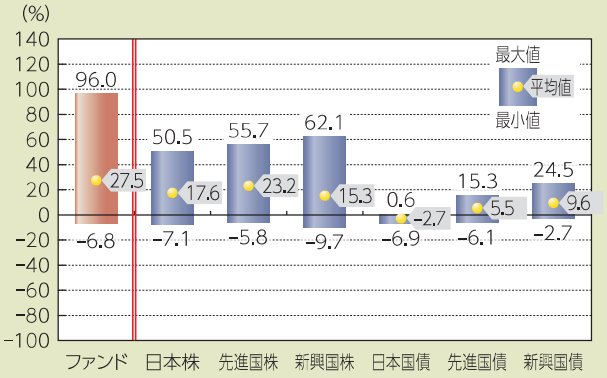
● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

（2021年5月末～2026年4月末）



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2021年5月末～2026年4月末）



（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

投資リスク

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA−BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA−BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

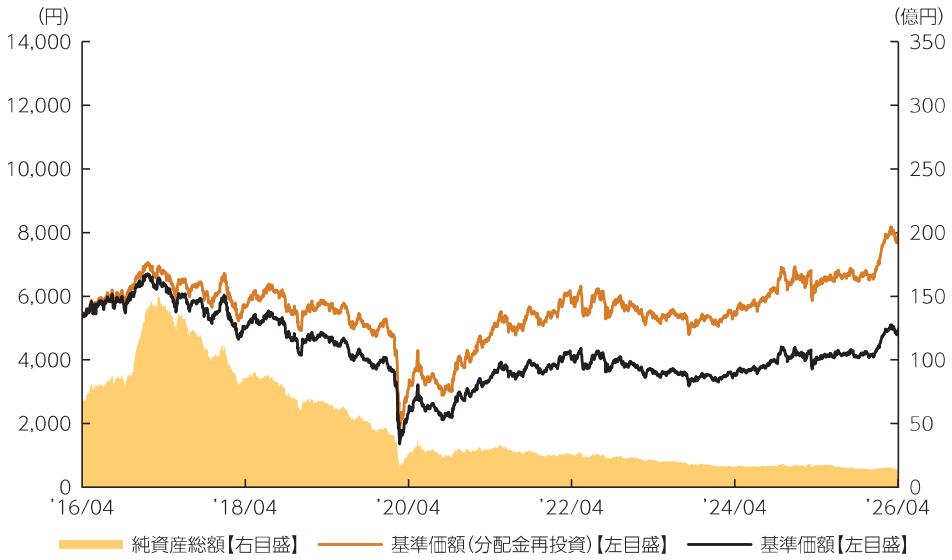
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

2026年4月30日現在

為替ヘッジあり

基準価額・純資産の推移 2016年4月28日～2026年4月30日



•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	4,980円
純資産総額	14.3億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

分配の推移

2026年4月	5円
2026年3月	5円
2026年2月	5円
2026年1月	5円
2025年12月	5円
2025年11月	5円
直近1年間累計	60円
設定来累計	3,935円

•分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

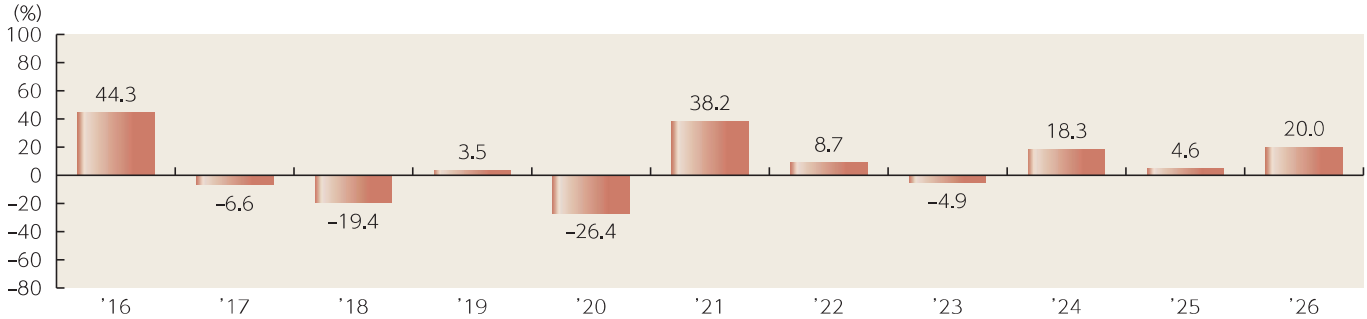
資産構成	比率
USエネルギーMLPファンド	98.4%
マネー・プール　マザーファンド	0.1%
コールローン他(負債控除後)	1.5%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	業種	比率
1	DTミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	8.1%
2	タルガ・リソーシズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.9%
3	キネティック・ホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	7.5%
4	ウィリアムズ・カンパニーズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.4%
5	シェニエール・エナジー	石油・ガス貯蔵・輸送	7.4%
6	クリアウェイ・エナジー	再生エネルギー系発電事業者	7.1%
7	アンテロ・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.1%
8	スノコープ	石油・ガス精製・販売	6.9%
9	プレーンズGPホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	6.7%
10	ヘス・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	5.5%

•比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

年間収益率の推移



•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2026年は年初から4月30日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

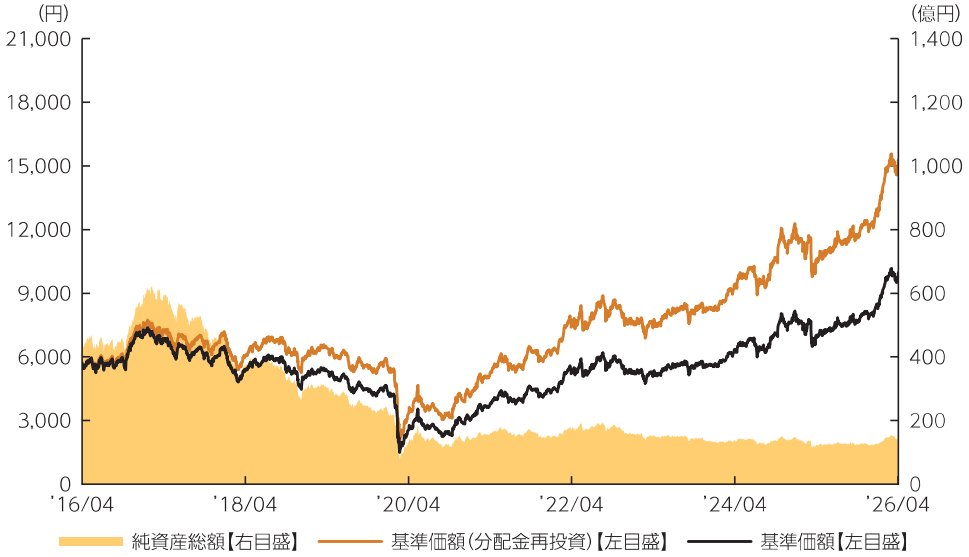
上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

運用実績

2026年4月30日現在

為替ヘッジなし

基準価額・純資産の推移 2016年4月28日～2026年4月30日



•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

基準価額・純資産

基準価額	9,969円
純資産総額	147.0億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

分配の推移

2026年4月	10円
2026年3月	10円
2026年2月	10円
2026年1月	10円
2025年12月	10円
2025年11月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	4,850円

•分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

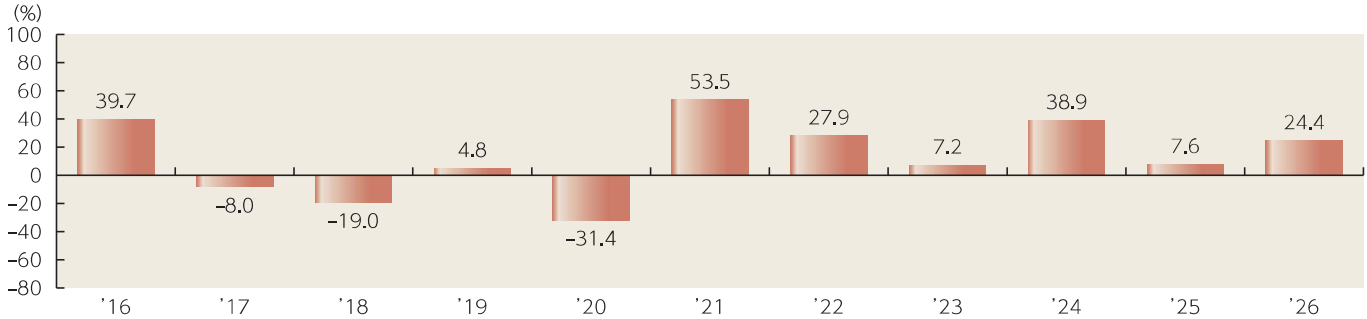
資産構成	比率
USエネルギーMLPファンド	99.3%
マネー・プール　マザーファンド	0.0%
コールローン他(負債控除後)	0.7%
合計	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	業種	比率
1	DTミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	8.1%
2	タルガ・リソーシズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.9%
3	キネティック・ホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	7.5%
4	ウィリアムズ・カンパニーズ	石油・ガス貯蔵・輸送	7.4%
5	シェニエール・エナジー	石油・ガス貯蔵・輸送	7.4%
6	クリアウェイ・エナジー	再生エネルギー系発電事業者	7.1%
7	アンテロ・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	7.1%
8	スノコープ	石油・ガス精製・販売	6.9%
9	プレーンズGPホールディングス	石油・ガス貯蔵・輸送	6.7%
10	ヘス・ミッドストリーム	石油・ガス貯蔵・輸送	5.5%

•比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
•外国投資信託の資料に基づき作成しています(現地月末基準)。
•外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

年間収益率の推移



•収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
•2026年は年初から4月30日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

申込について	申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	2026年7月11日から2027年7月12日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

その他	スイッチング	各ファンド間でのスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。 スイッチングを行う場合の手続・手数料等は、販売会社に確認してください。
	信託期間	2028年6月13日まで（2013年6月28日設定）
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドについて、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドの受益権の総口数の合計が20億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当ファンドは繰上償還となります。
	決算日	毎月13日（休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	毎月の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド合計で5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ（https://www.am.mufg.jp/）に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月毎（4・10月の決算後）および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
販売会社	購入価額に対して、**上限3.30%（税抜 3.00%）** （販売会社が定めます）	各ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、 購入に関する事務手続等

（購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。）

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**をかけた額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

各ファンド

日々の純資産総額に対して、**年率1.1880%（税抜 年率1.0800%）**をかけた額

※日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各支払先への配分（税抜）は、次の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.3500%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.7000%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.0300%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

投資対象とする投資信託証券

投資対象ファンドの純資産総額に対して、**年率0.92%程度**（運用および管理等にかかる費用）

（マネー・プール マザーファンドは除きます。）

実質的な負担

各ファンドの純資産総額に対して、**年率2.1080%程度（税抜 年率2.0000%程度）**

※各ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託（管理）報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。

・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用　等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※監査費用は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。

※投資対象とする投資信託証券における信託（管理）報酬率を含めた実質的な信託報酬率について、信託財産に関する租税、組入れているMLP等（含む株式）の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、外国投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、税務処理に関する費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等は確定していないことなどから、実質的な信託報酬率には含めておりません。

※上記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

税　金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税　換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は、2026年4月末現在のものです。
※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は、上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年10月15日～2026年4月13日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
為替ヘッジあり	2.46%	2.10%	0.36%
為替ヘッジなし	2.45%	2.09%	0.36%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

MEMO

MEMO

MUFG 三菱UFJアセットマネジメント

目論見書を読み解くガイド
https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html